

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月10日

【会社名】 ジーエルサイエンス株式会社

【英訳名】 GL Sciences Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 長 見 善 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

【電話番号】 03(5323)6633(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 芹 澤 修

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

【電話番号】 03(5323)6633(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 芹 澤 修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

ジーエルサイエンス株式会社（以下「ジーエルサイエンス」といいます。）及びテクノクオーツ株式会社（以下「テクノクオーツ」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について基本的な合意に達し、2024年2月9日開催の各社取締役会において経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。この度、両社は、2024年5月10日開催の取締役会において、両社の株主総会の承認を条件として、本株式移転により共同持株会社を設立すること並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日付で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）を作成いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項
 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
- (2) 本株式移転の目的
- (3) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容その他の本株式移転計画の内容
 本株式移転の方法
 本株式移転に係る割当ての内容
 その他の株式移転の内容
- (4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠
 割当ての内容の根拠及び理由
- (5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（予定）

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。なお、今回新たに追加した別添「株式移転計画書（写）」につきましては___を付してありません。

(訂正前)

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項
 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2023年12月31日現在)

商号	テクノクオーツ株式会社
本店の所在地	東京都中野区本町一丁目32番2号
代表者の氏名	取締役社長（代表取締役） 園田 育伸
資本金の額	829,350千円
純資産の額	18,516,806千円（連結）
総資産の額	25,017,944千円（連結）
事業の内容	半導体製造装置用石英製品等の製造・仕入・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 （連結）

決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高（千円）	12,791,083	15,820,383	20,063,599
営業利益（千円）	2,446,150	3,164,184	4,068,268

経常利益（千円）	2,368,766	3,231,717	4,354,594
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,606,206	2,200,300	2,957,974

（単体）

決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高（千円）	11,441,347	13,887,491	16,933,654
営業利益（千円）	1,613,259	2,243,278	2,886,044
経常利益（千円）	1,714,659	2,497,186	3,199,310
当期純利益（千円）	1,173,161	1,732,447	2,230,631

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2023年12月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ジーエルサイエンス株式会社	65.18
MSIP CLIENT SECURITIES	1.87
テクノクーツ従業員持株会	1.68
株式会社山形銀行	1.28
株式会社三菱UFJ銀行	1.03

（2）本株式移転の目的

ジーエルサイエンスは、1968年、ガスクロマトグラフ用のカラム充填剤及び消耗部品の製造・販売を目的として設立され、現在は、主にガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売をしております。クロマトグラフをはじめとする分析機器は、食品・飲料、製薬、化粧品、環境（水質・大気・土壌）、金属・鉱工業、石油化学、エネルギー、自動車、公的研究機関等、幅広い分野で使用され、今後も安定的な需要が見込まれるものの、将来的には競争が激化していくことも想定されることから、足元では成長が期待できる海外市場の取り込み、タイムリーな製品供給を可能とする開発力の強化、持続的な成長のための戦略的な投資等を課題として取り組んでおります。

テクノクーツは、ジーエルサイエンスの子会社として理化学機器用製品の製造及び販売を目的に1976年に設立され、その後、1978年に現在の主力事業である半導体製造装置用石英ガラス製品分野に進出しました。テクノクーツが所属する半導体業界は、シリコンサイクルと呼ばれる特有の景気循環が存在する業界である一方、スマートフォンの世界的な普及、AIの爆発的な進化等を背景としたデジタル化の進展等により、継続的に市場は拡大してきたと認識しております。足元では半導体市場は調整局面に入り、停滞感が見られますが、今後も5G通信やIoT、AI/ディープラーニング、自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加が見込まれ、中長期的に半導体需要拡大のトレンドは継続していくものと予想されます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進む一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高騰等により、引続き先行き不透明な状況にあり、両社の事業環境も大きく変化しております。そのような中、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすためには、従来以上にグループ一体となった強固な経営基盤を構築し、両社各々の強みを融合することが必要であるとの認識で一致したことから、本経営統合について基本合意することに至りました。

上記のとおり、多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノクーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

～（略）

（3）本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

本株式移転の方法

ジーエルサイエンス及びテクノクーツが、両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

本株式移転に係る割当ての内容

	ジーエルサイエンス	テクノクーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノクーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,751株

上記は、ジーエルサイエンスの発行済株式総数11,190,000株(2023年12月31日時点)、テクノクーツの発行済株式総数3,900,000株(2023年12月31日時点)に基づいて算出しております。なお、ジーエルサイエンス及びテクノクーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ジーエルサイエンス及びテクノクーツが2023年12月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(ジーエルサイエンス: 930,224株、テクノクーツ: 33,345株)については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

その他の株式移転の内容

・ 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会(両社)	2024年2月9日(金)(本日)
経営統合に関する基本合意書締結(両社)	2024年2月9日(金)(本日)
定時株主総会基準日(両社)	2024年3月31日(日)(予定)
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会決議(両社)	2024年5月中旬(予定)
統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)	2024年5月中旬(予定)
株式移転計画承認定時株主総会(テクノクーツ)	2024年6月21日(金)(予定)
株式移転計画承認定時株主総会(ジーエルサイエンス)	2024年6月25日(火)(予定)
東京証券取引所最終売買日(両社)	2024年9月26日(木)(予定)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	2024年9月27日(金)(予定)
統合予定日(共同持株会社設立登記日)	2024年10月1日(火)(予定)
共同持株会社株式上場日	2024年10月1日(火)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、今後手続きを進める中で、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

・ 共同持株会社の機関設計

共同持株会社の機関設計は、監査等委員会設置会社とすることを本基本合意書にて合意しております。

・ 共同持株会社設立時の取締役

共同持株会社の取締役は、6名とし、うち3名を社外取締役といたします。共同持株会社の取締役(社外取締役を除く)3名のうち、ジーエルサイエンスが2名、テクノクーツが1名をそれぞれ指名いたします。また、社外取締役3名のうち、ジーエルサイエンスが2名、テクノクーツが1名をそれぞれ指名いたします。共同持株会社の監査等委員の数は3名とし、ジーエルサイエンスが2名(社外取締役)、テクノクーツが1名(社外取締役)をそれぞれ指名いたします。

・ その他の株式移転計画の内容

未定であり、今後、両社協議の上、決定いたします。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、ジーエルサイエンスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、テクノクオーツは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2024年2月8日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。

両社は、各社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(3)記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（予定）

商号	現時点では確定しておりません。
本店の所在地	現時点では確定しておりません。
代表者の氏名	現時点では確定しておりません。
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務

なお、本株式移転に必要な事項は、今後両社にて協議の上、決定いたします。未定の事項については、決定次第本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2024年3月31日現在)

商号	テクノクオーツ株式会社
本店の所在地	東京都中野区本町一丁目32番2号
代表者の氏名	取締役社長（代表取締役） 園田 育伸
資本金の額	829,350千円
純資産の額	19,154,124千円（連結）
総資産の額	25,753,577千円（連結）
事業の内容	半導体製造装置用石英製品等の製造・仕入・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高(千円)	15,820,383	20,063,599	17,065,522
営業利益(千円)	3,164,184	4,068,268	3,615,698
経常利益(千円)	3,231,717	4,354,594	3,838,004
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,200,300	2,957,974	2,729,472

(単体)

決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高(千円)	13,887,491	16,933,654	14,808,945
営業利益(千円)	2,243,278	2,886,044	2,669,094
経常利益(千円)	2,497,186	3,199,310	3,216,706
当期純利益(千円)	1,732,447	2,230,631	2,315,614

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2024年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
ジーエルサイエンス株式会社	65.18
テクノクーツ従業員持株会	1.66
株式会社山形銀行	1.28
MSIP CLIENT SECURITIES	1.03
株式会社三菱UFJ銀行	1.03

(2) 本株式移転の目的

ジーエルサイエンスは、1968年、ガスクロマトグラフ用のカラム充填剤及び消耗部品の製造・販売を目的として設立され、現在は、主にガスクロマトグラフ及び液体クロマトグラフの装置・消耗品等の開発・製造・販売をしております。クロマトグラフをはじめとする分析機器は、食品・飲料、製薬、化粧品、環境(水質・大気・土壌)、金属・鉱工業、石油化学、エネルギー、自動車、公的研究機関等、幅広い分野で使用され、今後も安定的な需要が見込まれるものの、将来的には競争が激化していくことも想定されることから、足元では成長が期待できる海外市場の取り込み、タイムリーな製品供給を可能とする開発力の強化、持続的な成長のための戦略的な投資等を課題として取り組んでおります。

テクノクーツは、ジーエルサイエンスの子会社として理化学機器用製品の製造及び販売を目的に1976年に設立され、その後、1978年に現在の主力事業である半導体製造装置用石英ガラス製品分野に進出しました。テクノクーツが所属する半導体業界は、シリコンサイクルと呼ばれる特有の景気循環が存在する業界である一方、スマートフォンの世界的な普及、AIの爆発的な進化等を背景としたデジタル化の進展等により、継続的に市場は拡大してきたと認識しております。半導体市場は現在も調整局面の状態が継続しておりますが、2024年後半には市場の回復が期待されており、今後も5G通信やIoT、AI/ディープラーニング、自動運転の本格化等でデータ量の更なる増加が見込まれ、中長期的に半導体需要拡大のトレンドは継続していくものと予想されます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進む一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢を受けた世界経済の見通しの悪化、エネルギー価格の高騰や円安進行による物価高騰等により、引続き先行き不透明な状況にあり、両社の事業環境も大きく変化しております。そのような中、創業来、「社会に対し社会性を充分発揮してその存在価値を高め、社員個々の幸福を勝ち取り、企業の維持、発展をならしめること」を共通の基本理念として活動してきた両社が、グループ全体として持続的な成長を図り、企業価値の向上及び各利害関係者へのより一層の貢献を果たすためには、従来以上にグループ一体となった強固な経営基盤を構築し、両社各々の強みを融合することが必要であるとの認識で一致したことから、本経営統合を実施することとし、本経営統合契約書を締結することに至りました。

上記のとおり、多様な販売先を有し、マクロトレンドに左右されにくく、グループの収益を安定的に支える強固な事業基盤を有するジーエルサイエンスと、今後更に高い市場の成長が期待され、ニッチな領域で地位を確立しているテクノクーツを中核とする企業グループとして、両社それぞれ及びグループ全体が更なる飛躍を遂げ、企業価値の向上を実現してまいります。具体的には、本経営統合により、以下の施策・効果を実現することができると考えております。

～ (略)

これらの施策・効果を実現させることでグループ戦略の機能を強化することにより、2027年3月期に連結売上高500億円を目指してまいります。

(3) 株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

本株式移転の方法

ジーエルサイエンス及びテクノクーツが、両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転設立完全親会社とする共同株式移転となります。

なお、本経営統合の実施日以降、ジーエルサイエンスの子会社で自動認識事業を推進しているジーエルソリューションズ株式会社についても、共同持株会社直接保有の完全子会社とすることを予定しております。

本株式移転に係る割当ての内容

	ジーエルサイエンス	テクノクオーツ
株式移転比率	1.00	2.10

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ジーエルサイエンスの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、テクノクオーツの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株をそれぞれ割当て交付する予定です。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式: 18,379,715株

上記は、ジーエルサイエンスの発行済株式総数11,190,000株(2024年3月31日時点)、テクノクオーツの発行済株式総数3,900,000株(2024年3月31日時点)に基づいて算出しております。なお、ジーエルサイエンス及びテクノクオーツは、それぞれ、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ジーエルサイエンス及びテクノクオーツが2024年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式(ジーエルサイエンス: 930,260株、テクノクオーツ: 33,345株)については共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。

(注3) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

その他の株式移転の内容

本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書承認取締役会(両社)	2024年2月9日(金)
経営統合に関する基本合意書締結(両社)	2024年2月9日(金)
定時株主総会基準日(両社)	2024年3月31日(日)
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会決議(両社)	2024年5月10日(金)(本日)
統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)	2024年5月10日(金)(本日)
株式移転計画承認定時株主総会(テクノクオーツ)	2024年6月21日(金)(予定)
株式移転計画承認定時株主総会(ジーエルサイエンス)	2024年6月25日(火)(予定)
東京証券取引所最終売買日(両社)	2024年9月26日(木)(予定)
東京証券取引所上場廃止日(両社)	2024年9月27日(金)(予定)
統合予定日(共同持株会社設立登記日)	2024年10月1日(火)(予定)
共同持株会社株式上場日	2024年10月1日(火)(予定)

(注) 上記は現時点での予定であり、本経営統合及び本株式移転の手の進行上の必要性その他事由により必要な場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

共同持株会社の機関設計

共同持株会社の機関設計は、監査等委員会設置会社といたします。

- 共同持株会社設立時の取締役
 共同持株会社の取締役は、6名とし、うち3名を社外取締役とし、また、共同持株会社の監査等委員の数は3名といたします。共同持株会社設立時の取締役の候補者は、下記のとおりとする予定です。

代表者	代表取締役社長	長見 善博	現：ジーエルサイエンス	取締役社長
及び役	代表取締役副社長	園田 育伸	現：テクノクーツ	取締役社長
員の就	取締役	芹澤 修	現：ジーエルサイエンス	取締役
任予定	社外取締役（監査等委員）	齋藤 隆広	現：ジーエルサイエンス	社外取締役（監査等委員）
	社外取締役（監査等委員）	永沢 裕美子	現：ジーエルサイエンス	社外取締役（監査等委員）
	社外取締役（監査等委員）	森田 岳人	現：テクノクーツ	社外取締役（監査等委員）

- その他の株式移転計画の内容
 本株式移転に係る株式移転計画の内容は、別添「株式移転計画書（写）」記載のとおりです。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性及其他本株式移転の公正性を担保するため、ジーエルサイエンスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、テクノクーツは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定しました。両社は、それぞれの第三者算定機関より、2024年2月8日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。

両社は、各社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、並びに、各社の法務アドバイザーからの助言に加え、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(3)記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2月9日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、本基本合意書において合意いたしました。

また、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更がないことを確認し、本日付の本経営統合契約書及び本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（予定）

商号	ジーエルテクノホールディングス株式会社 (英文表記) GLTECHNO HOLDINGS, INC.
本店の所在地	東京都新宿区
代表者の氏名	代表取締役社長 長見 善博 代表取締役副社長 園田 育伸
資本金の額	300百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務

以上

別添

株式移転計画書(写)
株式移転計画書

ジーエルサイエンス株式会社(以下「甲」という。)及びテクノクオーツ株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(本株式移転)

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「共同持株会社」という。)成立日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を共同持株会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条(共同持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 共同持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

共同持株会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

共同持株会社の商号は、ジーエルテクノホールディングス株式会社とし、英文ではGLTECHNO HOLDINGS, INC. と表示する。

(3) 本店の所在地

共同持株会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区西新宿6丁目22番地1号とする。

(4) 発行可能株式総数

共同持株会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、共同持株会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条(共同持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称)

1. 共同持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 長見善博

設立時取締役 園田育伸

設立時取締役 芹澤修

2. 共同持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 齋藤隆広(社外取締役)

設立時監査等委員 永沢裕美子(社外取締役)

設立時監査等委員 森田岳人(社外取締役)

3. 共同持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人A&Aパートナーズ

第4条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 共同持株会社は、本株式移転に際して、共同持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に2.10を乗じた数を合計した数と同数の共同持株会社の普通株式を交付する。
2. 共同持株会社は、前項の規定により交付される共同持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。
 - (1)甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株
 - (2)乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.10株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

共同持株会社成立日における共同持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1)資本金の額

300,000,000円

(2)資本準備金の額

0円

(3)利益準備金の額

0円

第6条（共同持株会社成立日）

共同持株会社の設立の登記をすべき日（以下「共同持株会社成立日」という。）は、2024年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、共同持株会社成立日を変更することができるものとする。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ2024年6月中に開催する定時株主総会において、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の予定を変更することができるものとする。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、共同持株会社の発行する普通株式が共同持株会社成立日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 共同持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり70円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり130円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。

3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、共同持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。但し、甲及び乙が協議の上、合意した場合についてはこの限りではない。

第10条（自己株式の消却）

甲及び乙は、共同持株会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却する。

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第12条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、共同持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後共同持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2024年5月10日

甲：

東京都新宿区西新宿 6 丁目 2 2 番 1 号
ジーエルサイエンス株式会社
取締役社長 長見 善博

乙：

東京都中野区本町 1 丁目 3 2 番 2 号
テクノクォーツ株式会社
取締役社長 園田 育伸

[別紙]

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ジーエルテクノホールディングス株式会社と称し、英文では、GLTECHNO HOLDINGS, INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 理化学機器、検査・診断を含む生化学用機器および科学研究用機器の製造販売
- (2) 理化学用薬品、試薬の製造販売およびそれら化学物質の運用管理装置の製造販売
- (3) 半導体製造機器およびそれから派生する産業機器の製造販売
- (4) 半導体、太陽電池、液晶、発光ダイオード等エレクトロニクス製品製造用ガラス、石英ガラス、炭化ケイ素、アルミナ等セラミック製品の製造販売
- (5) 計量機器の製造販売
- (6) 理化学機器に供される化学工業品、電気機器および電子機器の製造販売
- (7) 理化学機器に供される特殊ガス配管の設計施工を含むガス供給設備全般の製造販売
- (8) 医療用機器の製造販売
- (9) 各種計測機の製造販売
- (10) 教育用機器の製造販売
- (11) 加熱機器の設計、開発、製造販売
- (12) 温度制御機器の製造販売
- (13) 真空系機器の製造販売
- (14) 加工機械および治具部品の設計、開発、製造販売
- (15) 金属部品、セラミック部品の加工および洗浄
- (16) 個体識別情報およびその付帯情報を記録したカード、タグ、ラベル等とそれらのリーダーライターの製造販売
- (17) 生体情報を利用した個体識別機器の製造販売
- (18) 防犯、防火、防災および救急等の安全対策装置、設備の製造販売

- (19) 光、電波、赤外線、レーザー光線、音波、超音波、磁気センサー等ならびに第16号および第17号による人、動物および物品の管理・監視装置、設備の製造販売
- (20) 産業用電子機器および制御機器・電子計算機とその周辺機器、またそれらに関連するシステムおよびソフトウェアの開発製造販売
- (21) 電子計算機およびその周辺機器の製造販売
- (22) 事務所等設備に関連する機器の製造販売
- (23) 工作機械・装置等に関連する機器の加工・製造販売
- (24) 前各号を利用した応用製品および応用システムの製造販売
- (25) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション
- (26) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売
- (27) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業
- (28) 前各号に関連する設備の電気工事・電気通信工事・建具工事に関する諸事業
- (29) 前各号に附帯する一切の事業

2. 当社は前項各号の事業ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を行うことができる。

- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認めた業務
- (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務および余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は50,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 . 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 . 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、5名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第370条に基づき取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各

号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(代表取締役および役付取締役)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、同法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時
までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任
されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第41条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株
式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当」という。)を行う。

(中間配当)

第42条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質
権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。

(期末配当等の除斥期間)

第43条 期末配当および中間配当に係る金銭が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はそ
の支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当および中間配当に係る金銭には利息をつけない。

付 則

1. 第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2025年3月31日までとする。
2. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額150百万円以内とする。
 - (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額30百万円以内とする。
3. 本付則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。